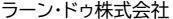
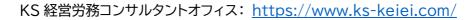
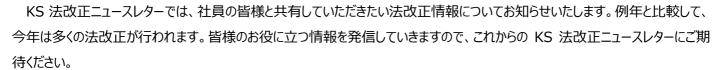
KS 経営労務コンサルタントオフィス 齋藤社会保険労務士事務所



KS 法改正ニュースレター vol.1





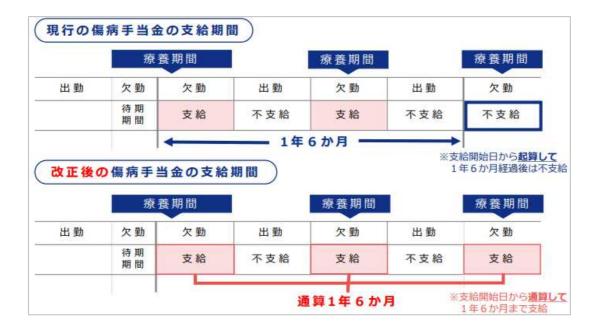
今回のニュースレターでは、傷病手当金について大きな法改正がありましたのでお伝えいたします。

傷病手当金とは

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から 十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

給付要件	被保険者が <u>業務外の事由による療養</u> のため労務に服することができないときは、その労務に服することが
	できなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、支給される。
支給額	1日につき、直近 12 か月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2 に相当
	する金額
	なお、被保険者期間が 12 か月に満たない者については、
	①当該被保険者の被保険者期間における標準報酬月額の平均額
	②当該被保険者の属する保険者の全被保険者の標準報酬月額の平均額
	のいずれか低い額を算定の基礎とする。
支給期間	同一の疾病・負傷に関して、支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間

令和4年1月1日より、健康保険の傷病手当金の支給期間が下図のとおり通算化されます。



法改正の背景

がん患者の約3人に1人は、20歳から64歳までの就労可能年齢で罹患しています。昨今医療の進歩により、日本で全がんの5年相対生存率は年々上昇し、働きながらがん治療を受けられる可能性が高まっています。

しかしこれまでの傷病手当金では、支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給となる為、がん治療のために入退院を繰り返したり、がんが再発したりした場合に柔軟に利用できないとの指摘があり、法改正に至りました。

対象となる傷病手当金は?

令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象となります。

支給期間の計算方法は?

- ① 初回の申請から3日間の待期期間を経て、支給を始める4日目より暦に従って1年6月間の計算を行い、傷病手当金の支給期間(日数)を確定します。
- ② 当該支給期間は、傷病手当金の支給単位で減少し、途中に傷病手当金が支給されない期間(以下「無支給期間」という。)がある場合には、当該無支給期間の日数分について支給期間は減少しません。
- 【例】①令和4年3月1日~4月10日 労務不能(支給期間:38日間)

 - ③令和4年5月11日~6月10日 労務不能(支給期間:31日間)
 - →令和4年3月1日から3日までの3日間の待期期間を経て、令和4年3月4日が支給開始日となり、令和5年9月3日までの549日間が支給期間となります。
 - ①の支給期間(38日間)後、残りの支給日数は511日、
 - ②の支給期間(10日間)後、残りの支給日数は501日、
 - ③の支給期間(31 日間)後、残りの支給日数は 470 日 となり、支給残日数が 0 日となる日が支給満了日です。



↓ 詳細は以下のサイトに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000857062.pdf

厚生労働省リーフレット「令和4年1月1日から健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます」

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211115S0010.pdf

厚生労働省「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による健康保険法及び船員保険法 改正内容の一部に関するQ&Aの送付について」

気になる点がございましたら、是非お気軽にお問い合わせください。